

次期富山県環境基本計画 骨子案

1 改定に向けた基本的な考え方

- ① H30 に改定された国計画の内容（構成）を踏まえつつも、「県環境基本条例」の目的達成のための県計画として、本県の特色を前面に出したものとする（本県の魅力 PR も兼ねる）
- ② SDGs 未来都市への選定（令和元年 7 月）及び SDGs 未来都市計画の内容を踏まえ、SDGs 達成の考え方を取り入れ、県の重要施策について主に環境の視点から捉え、その課題解決を目指すための「重点プロジェクト」を新たに設定
- ③ 現行計画の分野横断的取組み（第 5～8 節。横串）については、現状、分野ごとの取組みと一体として推進されていることから、「各分野に共通する施策の推進」として再整理する。

2 目標

●●●（今後、議論を深める中で検討）

《参考：現行計画の目標》

水と緑に恵まれた環境が保全・創造され、人と自然が共生しながら発展する富山

《参考：SDGs 未来都市計画》

環日本海地域をリードする「環境・エネルギー先端県とやま」

《参考：国計画の目標》

（明確な記載なし）循環共生型の社会（「環境生命文明社会」）が、我々が目指すべき持続可能な社会の姿であるといえる。本計画では、環境政策を通じて「持続可能な社会」を構築し、我が国こそが先んじて「課題解決先進国」になるという、未来志向の捉え方により、山積する課題の解決に取り組んでいく。

3 計画期間

令和 4 年度（2022 年度）から令和 12 年度（2030 年度）まで（概ね 10 年間）

4 次期計画の骨子案

章	柱(項)	備考
1章 総論	1 計画策定の背景 2 計画の性格 3 計画の期間 4 対象地域 5 計画の対象項目 6 富山県の自然条件と社会条件	期間は概ね 10 年間

<p>2章 計画の目標</p>	<p>1 目標 2 施策体系 <u>※SDGs の考え方を活用して各種施策を推進する旨を明記</u></p>	
<p>3章 <u>重点プロジェクト(重点施策)</u></p>	<p><u>1 《環境×社会》</u> <u>全国のモデルとなった『レジ袋削減県民運動』に続くエコライフ実践の拡大に向けて</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・イタイタイ病をはじめ困難な課題を克服 ・全国初レジ袋有料化が全国のモデルに ・これらが評価され G7 富山環境大臣会合、世界で最も美しい湾クラブ世界総会の開催地に ・高い県民の環境保全意識で、エコライフをさらに1段上へ <p><u>2 《環境×エネルギー》</u> <u>ゼロカーボンとやまの実現に向けて</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・温暖化に伴う気候変動及びそれに伴う豪雨等の災害が顕在化 ・パリ協定が発効し、世界的に脱炭素に向けた動き ⇒本県もゼロカーボン推進宣言を各界と共同宣言 ・地域循環共生圏の考え方も踏まえ、脱炭素に向けた取組みを加速 ・気候変動適応法制定、適応策の推進が求められる <p><u>3 《環境×経済》</u> <u>地域資源を活用した持続可能な地域づくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・立山黒部ブランド化を推進 ・雪の大谷など世界に誇る景観、地域特有の生態系(ライチョウ等) ・世界湾クラブ加盟、世界からも高い評価 ・富山湾でしか捕れない海の幸(食) ・恵まれた水源、地域に根づいている水文化 ・めぐみ豊かな自然環境の保全は、(高付加価値な)観光など地域の活性化にも寄与すると考えられることから、この環境の次世代への継承が必要 ・地場産業の競争力維持・持続的発展を見据えた支援等が必要 	

<p>4章 <u>重点施策を支える環境施策の展開</u></p>	<p><u>第1節 脱炭素社会づくりの推進</u></p> <p><u>1 温室効果ガス排出削減に向けた対策(緩和策)の推進</u></p> <p>① <u>省エネルギーの推進</u></p> <p>② <u>再生可能エネルギーの導入促進</u></p> <p>③ <u>森林吸収源対策の推進</u></p> <p>④ <u>脱炭素型地域づくりの推進</u></p> <p><u>2 気候変動による影響の回避・軽減(適応策)の推進</u></p> <p><u>3 県の率先行動(新県庁エコプランの推進)</u></p> <p><u>第2節 循環型社会づくりの推進</u></p> <p><u>1 循環型社会の実現に向けた3Rの推進</u></p> <p><u>2 循環型社会を支える安全・安心な社会基盤の整備の推進</u></p> <p><u>3 循環型社会を目指す地域づくりの推進</u></p> <p><u>4 次世代環境産業の創出</u></p> <p><u>第3節 自然環境の保全</u></p> <p>1 自然保護思想の普及・啓発</p> <p>2 自然とのふれあい創出</p> <p>3 自然環境保全活動の推進</p> <p><u>4 生物多様性の確保</u></p> <p>5 人と野生鳥獣との共生</p> <p><u>第4節 生活環境の保全</u></p> <p>1 環境の状況の把握や環境汚染の未然防止</p> <p>2 環境改善対策の推進</p> <p><u>3 県土美化活動の推進</u></p> <p><u>4 海洋ごみ・海岸漂着物対策の推進</u></p> <p>5 イタイイタイ病の教訓の継承と発信</p> <p><u>第5節 水資源の保全と活用</u></p> <p>1 水源の保全と涵養</p> <p>2 小水力発電など水資源の有効利用と多面的活用</p> <p>3 水環境の保全</p> <p>4 水を活かした文化・産業の発展</p>	<p>ライチョウサポート隊の内容については第6節へ</p> <p>一部第6節へ</p>
--------------------------------------	--	---

	<p><u>第6節 各分野に共通する施策の推進</u></p> <p><u>1 環境影響評価</u></p> <p><u>2 技術開発と調査研究の推進</u></p> <p><u>3 環境教育等の推進(人づくり)</u></p> <p><u>4 各主体連携・協働による環境保全活動の拡大(仕組みづくり)</u></p> <p><u>5 地域の活力が発揮されることを目指す地域循環共生圏の推進(地域づくり)</u></p> <p><u>6 環日本海地域の環境保全、国際環境協力の推進</u></p> <p><u>7 環境情報の積極的な提供</u></p>	
<p>5章 計画の推進</p>	<p>1 県民、事業者、行政の役割とあらゆる主体の参加</p> <p>2 計画の推進体制</p> <p>3 進行管理</p>	